



2 離婚

日本に住んでいる外国人も、日本国内で離婚したときは離婚届を提出します。また本国にも届出が必要で
す。結婚のときと同様、外国人登録をはじめ各種届出(3 結婚・離婚にともなう各種届出参照)が関係法律
で定められていますので、忘れずに行いましょう。

離婚とどけ

2-1 離婚届

離婚届とは離婚したときに、あなたが住んでいる市区町村の役場に出す届出のことで、離婚には、話し合いに
よる協議離婚と、家庭裁判所が関与して成立する調停離婚、審判離婚、裁判離婚があります。

(1) 夫婦の一方が外国人の場合

二人が離婚に同意すれば、日本の法律が適用されます。ただし、相手国で有効かどうかはその国の法律によ
って異なります。また、国によって手続方法が異なりますから、在日大使館や領事館などに確認しましょう。な
お必要ならば、離婚届受理証明書を発行してもらいましょう。
子どもがいる場合は、親権者の氏名およびその親権に服する氏名も届出する必要があります。

| 必要な書類 | 提出先/問合せ先 | いつからいつまで | とどけ 届け出る人 |
|--|---|---|--|
| 1 離婚届(用紙は市区町村の役所にありま す) ※成人の証人2名の署名と捺印が必要 2 戸籍謄本1通(日本人) 3 パスポート 4 登録原票記載事項証明書 | 夫か妻のどちらかひと りの住所があるところ、 または日本人の本籍 地の市区町村の役所 | <協議離婚の場合> 随時届出できます <調停離婚などの場 合>調停などが確定し た日から10日以内に 届出します | <協議離婚の場 合>夫と妻 <調停離婚、審判 離婚、裁判離婚の 場合>申立人 |



| | | |
|---|--|--|
| <p>がいこくじんとうろく <small>さんしやう</small> (B 外国人登録 2 参照)</p> <p>ちやうていりこん ちやうていちやうしよ しんぱんしよ</p> <p>5 調停離婚などでは、調停調書、審判書、 はんけつしよ とうほん かくていしやうめいしよ 判決書などの謄本と確定証明書</p> | | |
|---|--|--|

ひつよう じゆり あと りこんとどけじゆりしやうめいしよ はつこう
※必要ならば、受理された後、離婚届 受理証明書を発行してもらおう

● 離婚したくないとき

あなたに にほんじん 日本人の相手から離婚を迫られている場合、相手が勝手に離婚届に署名して役所に提出されてしまつと、離婚が成立してしまいます。

あなたに離婚の意思がない場合は、相手(日本人)の本籍地、居住地の市区町村の役所に離婚届の受理(受け取らない)申出を出しておくといひでしよう。これにより、提出後6ヶ月以内は離婚届の受理を阻止することができます。6ヶ月を過ぎても問題が解決に至らない場合は、再度改めて同じ書面を提出する必要があります。

● 在留資格の変更

外国人が日本人の配偶者と離婚したとき、「日本人の配偶者」という身分ではなくなりますから、ただちに帰国しなければならない、というわけではありませんが、入国管理局で在留資格変更の手続が必要です。在留資格が「日本人の配偶者等」でなくなったので在留期間の更新はできません。引き続き日本に住みたい場合は他の在留資格を取得しなければなりません([A 在留資格 2-8](#) 参照)。

● 両方の国で国際結婚の手続をした夫婦

日本でだけ離婚手続をして本国の離婚手続を忘れると、本国ではまだ結婚していることになっていて、再婚するときなどにトラブルの元になります。本国での離婚手続は必ずしておきましょう。



Sample

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆順者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届出は、1通でしかつかえません。
 この届書を本籍地でない住所に出すときは、戸籍謄本（全部事項証明書）が必要ですから、あらかじめ用意してください。
 そのほかに必要なもの

- 調停離婚のとき → 調停調書の謄本
- 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
- 和解離婚のとき → 和解調書の謄本
- 認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
- 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

| 証 人 | | （協議離婚のときだけ必要です） | |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 署 名 | 印 | | 印 |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 住 所 | 番 地 番 号 | 番 地 番 号 | 番 地 番 号 |
| 本 籍 | 番 地 番 号 | 番 地 番 号 | 番 地 番 号 |

- 父がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけをかいてください。
 養父母についても同じように書いてください。
 □には、あてはまるものに□のようにするしをつけてください。
- 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
 （この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印をご持参ください。

ふうふ りょうほう がいこくじん ばあい (2) 夫婦の両方が外国人の場合

りこんせいりつ よういん くに こと ざいにちたいし かん りょうじかん てつづき ほうほう と あ
 離婚成立の要因は国によって異なりますから、それぞれの在日大使館、領事館に手続の方法などを問い合
 わせて、確認をしましょう。